

## 整備計画の変更について

### (1) 搬入ルート・施設出入口（資料3-1）

交通管理者との協議の結果、搬入ルートについては、敷地南側からの「県道601号酒井金田線」から「相模川右岸堤防道路（市道B-1号線）」を通るルートを、「県道601号酒井金田線」を直進し「環境センター入口交差点」を右折するルートに、また敷地北側からは「相模川右岸堤防道路（市道B-1号線）」を通り「市道B-31号線」を右折するルートに変更する。また施設出入口は、予定していた施設配置エリアの東側から南側に変更する。

### (2) 実施区域面積（資料3-2）

歩道の設置を目的とした区域の外周市道の拡幅に伴い、実施区域面積を下表のとおり変更する。

	変更前	変更後
実施区域全体	約 5.6 ヘクタール	約 5.5 ヘクタール

### (3) 施設配置（資料3-3）

煙突の高さについて、地元住民の合意形成を図った結果、80mに決定したことから、改めて施設配置の検討を行い、建屋一体型の煙突から独立型の煙突に変更する必要があると判断し、施設配置を変更する。